●年●月●日

加入契約書

瀬戸内Startups 1号投資事業有限責任組合（以下「本LPS」という。）の全組合員（2022年2月5日付「加入契約書」により別紙Bのとおり、同年2月24日付「加入契約書」に基づき別紙Cのとおり順次変更された別紙A、2021年11月15日付「投資事業有限責任組合契約」別紙１に記載されている者をいい、以下「既存組合員」という。また、当該契約を「原契約」という。）及び末尾署名欄に「新規加入組合員」として記載される者（以下「新規加入組合員」という。）は、原契約に新規加入組合員が参加することに関し、以下のとおり契約（以下「本加入契約」という。）を締結する。

第1条　新規加入組合員の参加

本加入契約の当事者は、本加入契約の締結日付で、新規加入組合員が原契約の当事者として参加することに合意する。

第2条　新規加入組合員の原契約における取扱い

１　新規加入組合員は、本加入契約の締結日以降、原契約に有限責任組合員として拘束されるものとし、原契約に従って義務を負うことに同意する。

２　既存組合員は、本加入契約の締結日以降、新規加入組合員が原契約に有限責任組合員として加入し、原契約に従って本LPS及び既存組合員に対して権利を有することになることに同意する。

第３条　組合員名簿の修正

本加入契約の締結日をもって、原契約別紙１「組合員名簿」は、別紙Bのとおり変更されるものとする。

第４条　出資

新規加入組合員は、●年●月●日までに、別紙B記載の当該組合員の口数に出資一口の額を乗じた額に、原契約第8条第3項に従い新規加入組合員が支払うべき追加出資手数料を加算した合計金額を、組合口座に振込送金して払い込むものとする。

第5条　原契約との関係

本加入契約に定めのない事項については、原契約に従うものとする。

本加入契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、既存組合員代理人瀬戸内Startups LLP有限責任事業組合（組合員藤田圭一郎及び同山田邦明）及び新規加入組合員が合意の後電⼦署名を施し、各⾃その電磁的記録を保管する。

岡山県岡山市北区平和町6番6号

瀬戸内Startups 1号投資事業有限責任組合

全組合員代理人

無限責任組合員

瀬⼾内Startups LLP有限責任事業組合

組合員　藤⽥圭⼀郎

組合員　⼭⽥邦明

新規加入組合員

【●住所】

【●氏名】

【●住所】

【●氏名】